

「NHK ガバナンス」について (メモ)

2006.1.26

鬼木 甫

I. 「NHK 組織のガバナンス」についての通念

A. 概要

「公共放送の目的」に沿って放送業務を効果的に実施するための NHK 内部
ガバナンス組織

目的：公共的性格の強い番組の提供

「公共的性格の程度」を具体化する必要あり

組織：執行部門（会長・理事等）

監督・監査部門（経営委員会）

B. 問題点

NHK は公共放送分野において独占状態にある（→Ⅲ.）

内部ガバナンスと外部（視聴者）関連業務の双方を同一組織内で処理している

利益相反、誘因矛盾の可能性

例：受信料の收受

視聴者要望等の調査・処理

II. 「視聴者代表機構（仮称）」（本メモにおいて「機構」と略称）

A. 概要

公共放送受信料および番組内容に関する同視聴者の意思・利害を代表する組織として新設

ただし一部については（制度変革ショックを避けるため）漸次導入とする

B. 受信料業務

受信料の收受（漸次導入）

受信料額の決定、(NHK 等への) 交付・配分

受信料額と用途に関する視聴者の選択・要望の調査・集計・公表

C. 放送番組に関する業務（制作費配分を含む）

視聴者による番組の評価・選択の調査・集計・公表（早期に導入）

デジタル双方向放送・インターネットを活用

同評価・選択結果を NHK へ伝達（早期に導入）

受信料交付・配分と連動（漸次導入）

D. 機構の組織・運営

機構長は首相指名、国会の同意を経て任命
任命後は身分保証
機構は立法、行政から独立して業務にあたる
番組内容に関する外部からの直接干渉を禁止
総務省が機構のパフォーマンスを調査・評価・公表
機構運営費は受信料の一定比率を充てる
同比率の設定・変更は総務省が担当

E. 機構と NHK 等の関係

機構は、受信料の交付・配分によって番組内容に関し NHK への要請をおこなう。上記以外の放送政策一般については従来どおり総務省が担当
NHK は公共放送番組内容について、機構からの（受信料配分による間接）要請に従う以外は独立して放送業務にあたる

III. 「公共放送への競争導入」について

A. 現状

NHK は公共放送について「独占状態」にあり、これが下記に関する問題発生の根源になっている
番組内容の選択
受信料の使途・管理
内部ガバナンス

B. 2つの選択肢

1. NHK に対し、外部から直接に詳細な規制をかける（社会主義的、micro-management の欠点）
2. 公共放送を「競争的に」供給する体制を作る（市場メカニズム的、細部については自己ガバナンスに任せることができる）

C. 実施方策

1. 当面の方策
現在の民放番組の一部を公共放送として取扱う
民放からの申請により受信料を配分
商業収入との流用を厳禁
2. 長期的方策
公共放送の新規参入（民放からの転換を含む）を考慮
とくに「地域の公共放送」については新規参入を推進する
3. 受信料の配分
「機構」が視聴者の意向に基いて実施
「地域別機構」を（漸次）設立